

ケアリングとしての支え合いはいかなる規範に依拠すべきか： 支え合いの理由やかたちをケアの倫理から考える

妻鹿ふみ子^{*1}

**What is the appropriate norm for the mutual help as caring? :
Exploring the reason and the style of the mutual help from the perspective of care ethics**

Fumiko MEGA

〈抄録〉

フェミニズム研究において蓄積されてきたケアを問う議論を分析し、支え合いを支える規範としてのケア倫理とはいかなるものであるべきかを検討する。設定した仮説は、リベラリズムの正義とは一線を画すケアの倫理に依拠した社会であれば、支え合いが支えられるのではないかというものである。明らかになったことは、ケア倫理が依拠するオルタナティブな規範としては徳の倫理を内包するコミュニタリアニズムのほうが親和的であるということである。

Key words：ケア倫理、フェミニズム、支え合い、徳、コミュニタリアニズム

I. はじめに

支え合いが要請され、持続可能な暮らしの営み、コミュニティの維持のためにはそれが不可避であることに多くの人が気づき始めた今、求められるのは抽象的な「べき論」ではなく、具体的な他者に人びとが相互に応答しあう、その方策やその際に必要となる理念である。本稿では、他者に応答するという意味での「責任の倫理」を内包する「ケアの倫理」について、フェミニズムならびに政治思想の言説を分析し、探っていく。ここでの問いは、「支え合いを支える規範としてのケア倫理とはいかなるものであるべきか」というものである。具体的にはフェミニズム、政治思想において蓄積されてきたケアを問う議論を分析し、支え合いを支えるケア倫理について、検討する。¹⁾

フェミニズム、政治思想という視角からの検討だと上で述べたが、本稿において検討するケア論の論者たちの学問的背景は多様であり、いわゆるジェンダー研究としてのフェミニズムの射程、また政治思想の枠組みを超え

た議論を行っている論者も取り上げている。それは、ケアそのものが1つの学問的ディシプリンに収まりきらない奥行と広がりを持つ概念だからである。ただ、取り上げる論者に共通項がある。それは、現代リベラリズムの正義に依拠せずに、ケアの倫理についての議論を展開している論者の議論である、ということである。具体的には教育哲学者ネル・ノディングス (Noddings, Nel)、政治学者ジョアン・トロント (Tronto, Joan)、哲学者ヴァージニア・ヘルド (Held, Virginia)、日本における政治思想の視角からのフェミニズム研究の第一人者岡野八代らのケア論を検討し、「支え合いを支える規範としてのケア倫理とはいかなるものであるべきか」という命題の答えを探る。設定した仮説は、リベラリズムの正義とは一線を画すケアの倫理に依拠した社会であれば、支え合いが支えられるのではないかというものである。そして、ケア倫理が依拠するオルタナティブな規範として、ここで採用しようとするのは徳の倫理を内包するコミュニタリアニズムである。

* 1 東海大学健康科学部社会福祉学科 (Department of Social Work, School of Health Sciences, Tokai University)

Ⅱ. ケアという主題～その射程と依拠する規範の可能性～

1. ケアの射程

まず、本稿で議論する「ケア」の射程について提示しておきたい。ここで問う「ケア」とは、介護や育児といった直接的対人的な「世話をする事」に限定せず、遠く離れた他者への配慮や気遣いといったものも含めた広義の「ケア」である。

ケアを広義に捉える議論として本章で取り上げるのはトロントとヘルドのケア論である。ヘルドは、ケアの議論は高まりつつあるが、まだその議論は充分ではなく、定義もあいまいだとして自身は明確な定義は示していないが、ケアの核心はケア関係の維持であり、その関係性そのものに対する配慮や気遣いこそがケアの実践だとする議論を展開している (Held 2006: 42-43)。

トロントのケアの議論もまた、広義に捉えている点で、採用しうるものである。彼女は、「私たちが『世界』を維持し、持続させ、修復するためになしうるすべてを含む、人類の活動」だと非常に広義にケアを定義づけ、われわれはケアによって「可能な限りよく生きることができる。私たちの世界とは、身体、私たち自身、そして私たちを取り囲む環境をも含んでおり、そのすべてを、複雑で、命を維持するためのネットワークの中で紡いでいく」(Fisher and Tronto 1990) とケアを定義づける。

このトロントのケアの射程に対しては経済活動までも含んでしまうことになる。その広さをめぐる批判があるが (Held 2006: 31-32)、ケアを政治的に捉えることの必要性を説くトロントにとっては広義の定義にしなければならなかったのである。この点は後述する。

2. コミュニタリアニズムの可能性：問いの提示

本稿で問う「支え合い」とは、『これからの地域福祉のあり方に関する研究会報告』(2008年。以下報告書と略) で示された考えである。福祉の基本ニーズへの対応は公的な福祉サービスが行うが、地域における多様な生活ニーズへの的確な対応をはかるために新たな「支え合い」を拡大、強化させることが不可欠だとして、その基本的な考えと手法を報告書は提示し、市民に支え合いへの参加を要請する。そしてたんなる要請のレベルを超え、2015年4月からは、改正された介護保険法の中で施策として明記されている。この要請に対して、支え合うことの意味が十分に伝わらない限りは、市民は納得して支え合いに積極的に参加することは困難ではないか、という問題意識を筆者は持っている。つまり、福祉国家に生き

る者として、社会保障のしくみを介して十分に社会的連帯にコミットしていると考えられる人びとは、それ以上の支え合いに参加するだろうか、というのがここで浮上する問いである。人びとにそれ以上のコミットを求めるなら納得できる理由を規範理論に基づいて示すことが必要ではないか。

上の問いに対して、コミュニティにおいて支え合いにコミットしなければならない理由として、サンデル (Sandel, Michael) やウォルツァー (Walzer, Michael)、ジョーダン (Jordan, Bill) の思想を提示して応対できることを、これまでの研究で確認してきた。すなわち、原子論的個人の尊重ではなく、諸個人が、関係性の中で共同の決定をすることがコミュニティにおいて今求められているからだ、と応答することが可能である。つまり、人間はコミュニティで生活する限り、生きる上で必要なことを誰かと一緒に決定しながらコミットすることを余儀なくされる存在なのだ、ということを彼らの言説から導出することができるのである。加えて、彼らの思想に依拠して支え合いを説明することの可能性は、コミュニタリアニズムという規範理論をコミュニティや地域福祉の思想的基盤として採用しうるものの可能性に開かれることも明らかにしてきた (妻鹿2014)。その結果、導出できたことは、コミュニタリアニズムという規範は、支え合いを支える規範として採用しうる、ということである。

では本稿で問うことになるケア倫理とコミュニタリアニズムとの関係性は、親和的だと言ってよいのだろうか。支え合いを支える規範としてケア倫理を採用するならば、それはコミュニタリアニズムに依拠するものであるべきだと筆者は考えるが、ケア倫理の論者たちはその点についてどう議論しているのか。ケア倫理は公私二元論の議論を交えて正義との関係性から論じられることが多い。したがって、ケア倫理を問う議論において、正義論が依拠する現代リベラリズムに定位するものかどうかの検討はなされている。しかしながら、徳性やコミュニタリアニズムとの親和性についての議論は必ずしも多いとは言えないし、その議論もネガティブな捉え方が支配する傾向にある。加えて、ケア倫理はリベラリズムに定位すべきではないとする論者も、コミュニタリアニズムには批判的である。しかし、本当にそう言えるのだろうか。以下、支え合いを支える規範理論としてのケア倫理がどのようなものかを検討しつつ、この問いへの応答を探索していくこととする。

Ⅲ. ケア倫理を問うということ

1. ケア倫理の確立：ギリガンの貢献

周知のように、ケアの倫理を男性倫理としての「正義の倫理」（もしくは権利の倫理）とは異なったパラダイムとして打ち立てたのが発達心理学者キャロル・ギリガン（Gilligan, Carol）である。ギリガンは、人間一般の発達だ、として明らかにされてきたコールバーグやエリクソンらの道徳発達理論が実は男性の心理的発達に基づいたものであったことを批判して、女性には男性とは異なった道徳的発達、思考様式が存在することを聞き取り調査の結果から明らかにし、「もう一つの声」として世に提示した。そこから導出されたのが、男性の倫理としての「正義の倫理」とは異なる「ケアの倫理」もしくは「責任とケアの倫理」である。

ギリガン自身は、正義とケアとは相補的だと論じ、2つの倫理を男女に振り分けることはせず「正義の倫理」と「責任とケアの倫理」を男女双方がともに涵養していくことが成熟につながると論じている（Gilligan 1982：73）。だが、ギリガンが男性の倫理とは異なる女性の「ケアの倫理」を提示したことはさまざまな議論、すなわち、いわゆる「正義—ケア論争」を巻き起こし、第二波フェミニズム²⁾を受け継ぐ論者たちによる、リベリズム準拠の公私二元論批判につながっていった。主流の政治理論が扱ってこなかったケアの倫理が議論の俎上に載せられたという点で第二波フェミニズムの後継者たち、すなわちラディカルフェミニストたちによる、この公私二元論批判は重要であるので、項を改めて議論することとする。ここでは、もう1点、ギリガンが「異なった倫理」として、ケアの倫理を描いたことの貢献について指摘しておきたい。

ギリガンは、男性の倫理としての「正義の倫理」とは「異なった倫理」としてケアの倫理を描き出したが、その特徴は、岡野が指摘するように、具体的他者への注視を重要視するという点である。その前提にあるのは、応答しうる責任を持つ人が存在することなのだが、ここでいう責任とは、義務に従う責任ではなく、具体的な状況の中で発せられた他者からの声に応答する責任である。ギリガンは、ケアの倫理を「他者を傷つけないこと」「危害を避けること」だと述べているが、具体的な関係性を取り結べない状態で誰かが放置されたままにあることは避けるべきだ、と主張する（Gilligan 1982：62-3）。

2. ケア倫理の位置：公私二元論の席巻

ギリガンが打ち立てたケア倫理は、その後どのように評価され、議論されてどこに位置づけられていったのだろうか。現代リベリズムが依拠する公私二元論とそれへの批判から、この命題について、ここでは検討する。

ギリガン自身は、正義の倫理とは異なるものとしてケアの倫理を導出したが、それぞれ男女に振り分けて両者が相補的に結びつくことを求めたのではない。しかし、その後の議論において、ケアする、ということをめぐる規範、すなわちケアの倫理が、「ケア＝介護や育児」と限定的にとらえられ、家族がそれを担うものとして私的領域に位置づけられて議論されてきたこと、この点がフェミニストたち、特にラディカル・フェミニズム³⁾の論者たちによって批判されてきた。いわゆる公私二元論的な批判である。

公私二元論とは、主流の政治理論としての現代リベリズムが社会を公的領域と私的領域に二分し、政治と家族に異なる原理を適用して一方の公的領域には自律的な主体が存在して自由意志において政治社会を構成するとし、他方の私的領域では家族が「自然」によって作られる「前政治的な存在」として捉えられ、それを政治から分断し、特に出産、育児、介護といった女性が担い手としてかかわってきた問題を脱政治化した、というものである。このような、公私二元論を枠組みとしてケアのあり方を論じた議論は、ケア論の大勢を占めているといわれてよいだろう。リベリズムの論者たちが展開する政治思想の視角からのケア論が公私二元論であることは当然としても、福祉国家における性別役割分業をめぐる議論、⁴⁾ケアの制度化、システム化を論じるいわゆるケアの社会化の議論⁵⁾等、ケアが伝統的に私的領域に閉じ込められてきたことを批判的に検討し、公的な領域にケアをシフトさせることを志向する議論が少なくない。

しかし、ケア倫理を議論する枠組みを二者択一的に私的領域か、公的領域かという単純な構図にしてしまっただろうか。それでは、増大し、かつ複雑化するケアニーズに応えられるケア倫理は構築できないのではないだろうか。節を改めてこの点を考えてみたい。

3. 公私二元論の限界

政治学者の岡野は、現代リベリズムの言説のベースとなっている、自律的主体を中心に構成される公私二元論に縛られているために、すなわち、自律的主体を中心に構築されている公的領域の正義の倫理が、より一般的な社会の構成原理を論じるうえで適しており、ケアの倫理は普遍的な倫理的枠組みとは言えないという先入観の

ために、われわれは正義の倫理の普遍性を自明視しているのではないかと警告する（岡野 2012：351-52）。

すなわち、自律的主体を中心に構成されている公の領域を支配する正義の倫理が普遍的で、具体的な他者からなる親密な関係にのみ適した、閉じられた私的な領域のケアの倫理が付随的に存在する、という公私二元論に縛られていると、本来ケアの倫理が持っている国境や世代を超える可能性に気づかないことになる、というのが岡野の整理による、公私二元論批判の骨格である。⁶⁾

岡野は、正義の理論よりも、ケアの倫理のほうが、むしろ、他者に開かれ、より多くの未知の他者との関係性を作ること、すなわち社会を構想することに親和的ではないかと議論を進めるが、その議論はナイーブにケアの倫理を称揚するものではないことに注意が必要である。

すなわち、岡野が明らかにするのは、他者、そしてその他者を家族という営みの中でケアしてきた者、どちらにも、リベラリズムによる社会の構想においては、居場所がないということである。相互に依存関係にある者たち、すなわちケアの担い手とケアの受け手とは、公的領域から排除されてきただけでなく、リベラリズムの規定する主権的意志を備えた自律的主体（それは男性である）にとっての単なる環境や背景としてしか扱われてこなかった。つまり、責任主体となりえない、相互依存の関係にある者たちは、他律的であり、個人が自律的であることを強く要請されるリベラリズムが構想する社会にあっては、原理的に公的領域から予め排除され、依存関係やケアの関係といったものは私的領域へと追いやられた。しかしながら、社会の維持のためにはその存在が必ず必要であるにもかかわらず、相互依存関係という家族のいとなみは、維持されつつも、主権的主体がそこでもアクターとして支配する私的領域において不可視化されたのである⁷⁾

以上の岡野の議論から明らかになったことは、具体的な他者との間に依存関係を結ぶ者、すなわちケアを担う者たちの居場所は、現代リベラリズムの議論において構想される公私二元論による社会構想においては公的領域、私的領域、どちらにもない、ということである。ここに公私二元論の限界がある。

IV. 支え合いを支えるケア倫理

1. リベラリズムに定位しないケア倫理の必要性

現代リベラリズムの社会構想においては、上で述べたとおり、具体的な他者との依存の関係を相互に結ぶケアする存在、そしてケアという営みは、二重に排除されて

きた。そもそもケアする存在は、私的領域においても正式に承認された存在ではなかったのである。このように考えると、ケアの倫理の位置づけをめぐっては、リベラリズムに依拠して検討をしても、その解は得られないことがわかる。

しかしながら、ケア倫理の位置づけについては、リベラリズムに定位しての議論が支配的である。例えば、フェミニスト・シチズンシップ論を定式化したいと目論むフェミニズム論者、有賀美和子はルース・リスターの議論に依拠して、公私二元論はシチズンシップから女性を排除していることに問題性があると、ネガティブな評価を下し、公私の境界線の移動による再分節化によって公私区分を変更すること、すなわち公私区分の境界線を脱ジェンダー化することで、新たなシチズンシップ論を構築しようとする（有賀 2011：189-90）。有賀の公私二元論の批判からはリベラリズムを乗り越える意図がうかがえる。しかしながら、福祉国家における市民権としての「ケア権」を提案する有賀はその「ケア権」の確立をケアする者／ケアされる者のニーズに応える権利へとリベラリズムの権利概念を修正・拡張することで構築しようとしており、基本的にはリベラリズム依拠の議論展開を行っている。

ジュディス・バトラー（Butler, Judith）に依拠して反本質主義の立場をとる法哲学者、野崎綾子も、自律中心主義の正義の倫理へのケアの倫理の批判を了解しながらも、基本的には「正義の基底性」を踏まえたリベラリズムに依拠するフェミニズムの理論を提起し、組み替えは必要だとしても公私の区分は必要だと考える（野崎 2003：30-33）。

以上のように、公私区分の境界線を脱ジェンダー化する有賀の議論も、区分単位を家族から個人に変更することを提案する野崎の議論も、公私二元論の問題に対応はしているが、公私区分を前提としている以上はそのどちらにもケアする人への配慮がないといわざるを得ない。公的領域にも私的領域にもケアにかかわる人の居場所がない、という難点が考慮されていないからである。

必要なのは、ケアの倫理をリベラリズムの枠組みで再考するのではなく、むしろ、ケアの倫理を異なるアプローチから検討することではないだろうか。ギリガンが論じるように、「誰もが応答されること」が求められるケアの関係性は、すべての人に開かれていなければならない。そしてそのことを社会的責任として配慮すべきなのだとしたら、オルタナティブなアプローチが求められる。以下、倫理だけでなく、行為、実践、活動としてのケアにも言及してケアの倫理を検討している3人のケ

ア論者の議論からそれを探っていくこととする。本稿において検討するケア倫理は、まさに人びとが支え合う、という行為を支える規範として機能するものであるから、抽象論を嫌い、実践ならびに実践者にフォーカスする議論をオルタナティブなアプローチとして検討することは、妥当な手法だと考える。

2. ケアから正義を考える：ノディングスのケアリング

普遍的なケアリングの議論やケアの抽象化を嫌い、具体的なケアの状況に焦点をあてることで、公的なケアの倫理を構築し、ケアを重視する社会を構想しようとするノディングスのケア論は、まさしくケアの倫理を異なったアプローチから検討しようとするものである。

彼女はリベラリズムを全否定しているわけではなく、⁸⁾ そこに可能性は見出すが、リベラリズム的な正義の倫理からケアを導出することはしない。反対に、＜ホーム＞⁹⁾ での具体的な他者のためのケア（＝caring for）から生み出されるケア倫理が公的なケア倫理を生み出し、それが社会政策とならなければならないと説く。

われわれは伝統的な哲学的手続きを逆行するプロジェクトをスタートさせた。理想的な国や共和政体を探るところからではなく、理想的なホームからスタートして外へと目を向ける。最初にケアされることが何を意味するのかを学び、次に親密な他者をケアすることを学び（caring for）、最後に直接的にはケアできない人のことをケアする（caring about）のである（Noddings 2002：31）。

すなわち、具体的な他者のためのケアリング（＝caring for）をすることが基本にあり、それが物理的に不可能な場合は、対面ではない関係性、すなわち公共の世界の関係性の中で、他者についてのケアリング（caring-about）をすることが提示される。後者の遠く離れたところにいる人についてのケアリング（caring about）が正義に向かう動機を生み出し、正義の中身を形作るのだとノディングスは述べる（Noddings 2002：3）。ここでは具体的な誰かをケアすることの優先順位が高い。つまり、一方で遠くの誰かについてのケアリング（caring-about）は、caring-for が首尾よくおこなわれるための道具にすぎず、他方、正義は誰かを caring-about することがなければその中身は形成されない、このようにノディングスは主張し、ケアを基底として正義を考えることの意義を説くのである（Noddings 2002：6）。

以上概観したとおり、ノディングスは、正義を基底的

にとらえず、＜ホーム＞におけるケアから議論を組み立てる。具体的な他者をケアすることをホームでスタートさせ、そこから人びとが学んだことをもとに、公的な政策や社会理論を構築する、という議論の流れは、正義に依拠したケア論を構築するリベラリズムのケア論とは確かに異なるものだといえよう。

本稿において検討してきた、社会からの期待が高まっている＜支え合うこと＞を支える規範は、公的なケア倫理でなければならないから、このノディングスの言葉を解釈して、公的なケア倫理構築のために何が必要なのかを探ることができる。

ノディングスの唱導する＜ホーム＞は、ノディングス自身は、学校のような存在だと述べているが、筆者には狭い範囲のコミュニティ、あるいは親密圏に近似した構想だと思われる。人びとは、そこでは、自律した個であることを過度に要請されず、ケアする人、される人の関係性は固定化されず、しかしながらそこでは排除されず、存在を承認される。

ここまでの議論も踏まえて解釈するなら、ホームでのケア、すなわち具体的な他者のための表出されたニーズに応えるケアから生み出されるケア倫理であれば、それをコミュニティや社会での支え合いを支える規範として採用しうる、といえそうである。

3. ケアを可視化して政治的アジェンダにする：

トロントのケア論

政治学者トロントの提示するケアの議論の根底にあるのは、彼女の苛立ちである。20世紀末、ケアが18世紀の価値観における私的な領域から一足飛びに市場化という形で社会化してその機能が市場に移り、それを社会の下層にいる人たちが担うという構造になっていることに彼女は苛立っている。多元化し、より混合的で異質なものが同居する社会にあって、ケアをどのように捉えるか、というアジェンダは主要なテーマになるべきなのに、ケアを新しい価値観で捉え直すことがなされていない、とトロントは嘆く（Tronto 2013：6, Tronto 1993：150-52）。ケアをもっと社会の中心へとシフトさせることを彼女は狙っているのである。そのために、ケアを可視化し、道徳の領域をケアへと拡張し、道徳理論をケア実践に資するものに変えていくことが必要だという。その結果、ケアの社会的な地位が上がる。ただし、それには政治の力が不可欠である。つまり、政治学者としてのトロントは、「私は、ケアがリベラルで多元的で民主的な制度という文脈の中でのみ、政治的な1つの観念として存立できるものだと考える。」（Tronto 1993：158）と述べ、ケアを

表1 トロントによるケアの4段階と求められるケア倫理

段階	実践課題	求められる倫理
第1段階	気遣うこと(Caring about)	注意深さ(attentiveness)
	充足されないニーズに誰かが気付き、注意を払う段階。その際倫理としての注意深さが求められる。	
第2段階	面倒を見ること(Caring for)	責務 (Responsibility)
	特定のケアへのニーズに対して誰かがその充足に対する責任を負う段階	
第3段階	ケアを担うこと(Care giving)	適性(competence)
	ケアの必要に呼応し、実際に物理的にその必要を満たす段階。ケアの適性を持つためには技術面だけでなく道徳面も問われる。	
第4段階	ケアを受け取ること(Care receiving)	応答(responsiveness)
	第3段階で与えられたケアの内容であるモノ、ひと、あるいは集団等に対する、相互的な応答であり、ケアを受け取る段階。ケアする人は受け取った人からの応答に対して応答をする必要がある。	

＜筆者作成＞

政治的なビジョンに組み込み、ケアという実践を道徳的な概念としてだけでなく、政治的概念としても理解されるものとして整理しようとしているのである。

トロントは、ケアの実践は生活するために不可欠な、われわれが持つべき素養だと主張する (Tronto 1993: 161)。彼女のケア論のめざすべきこと、すなわち政治的アジェンダとしてのケア論の確立までを視野に入れていることを理解すれば、広すぎるケアの定義の意図や意味が見えてくる。トロントのケアの定義を再掲しておこう。

「私たちが『世界』を維持し、持続させ、修復するためになしうるすべてを含む、人類の活動である。それによって、可能な限りよく生きることができる。私たちの世界とは、身体、私たち自身、そして私たちを取り囲む環境をも含んでおり、そのすべてを、複雑で、命を維持するためのネットワークの中で紡いでいく」ことである¹⁰⁾ (Fisher and Tronto 1990)。

ケアをこのように広義に定義するのは、ケアを社会の中心的なアジェンダにしたいことに加え、ケアの中にも周辺的な作業があり、そこにかかわる下層の人びとをも包摂したいからだとしてトロントは説明する。¹¹⁾

この定義には4つの特徴があるとの説明が加えられる。第1は、人との相互の関係性だけに限定されないということ。モノや環境へのケアの可能性も含まれる。第2は、ケアの関係は二者関係、個別の関係だけにとどまらず、さまざまな形態の関係性を含むということ。第3は、ケアという行為の多くは文化的に定義づけることができ、異なった文化の中でさまざまな形態になるということ。

第4に、ケアは進行する1つのプロセスであり、行為であるということ。「ケアは1つの実践であると共に1つの性向である。」(Tronto 1993: 103-04)

このようにケアを説明したうえで、トロントは、ケアは1つのプロセスだと主張し、さらにはその1つのプロセスであるケアには4つの段階があること、そして、各段階で何が求められるのか、実践課題と求められる倫理とは何なのかを提示する。表1に示したとおり、ここからは、実践に資するケアの道徳理論を組み立てたいというトロントの意図が伝わってくる。

表1に示した「ケアの4段階」から読み取れるトロントのケア論の特徴は、定義の射程の広さに加え、実践やニーズ充足へのこだわり、場を構成するケアの担い手と受け手への注目等、ミクロのケアの議論を丁寧に行っているところにある。実践課題の主要なテーマはニーズの充足である。倫理の中で注目すべき点は、最も重要だとされる「責務」である。義務ではなく責務であるところに注意が必要だろう。人びとがニーズ充足のためお互いに何をしなければならないか。義務としてそれを考えるのではなく、より柔軟な概念である責務として示すのはそのほうがうまくいくからだとしてトロントは言う。なぜなら責務は義務のようなルールではなく、文化的な実践だとトロントが考えるからである。このように、義務を退けるところに彼女のリベラルに定位しないケア論の特性を見出すことができる。

トロントのケア論の議論の最後に、彼女が重視するのは徳性であることを付け加えておきたい。アリストテレスの徳性の議論を支持するトロントは、普遍主義を退け、ケアのプロセスで起きる様々な問題、ジレンマの多くは、

アリストテレスの洞察に依拠し、文脈依存的に考えることで解決できると主張する。

ケアリングのプロセスにおいて諸個人やグループが何を求めるかは、そこにかかわっている人びとが誰で、どんなグループで、どんな目的であるかによって変わってくる。(Tronto 1993: 145)

当たり前のことを述べているに過ぎないようで、この一節は、文脈依存的に考えることを説明してくれている。優れたケア従事者は、おそらく経験的にこのように、すなわち文脈依存的にケアを行っている。ケアの受け手がおかれている状況に応じてケアする力がなければ、ニーズ充足にはつながらない。普遍的な価値ではなく、文脈に依存することは、直接的なケアのみならず、間接的なケア、遠く離れた他者のケア、コミュニティにおけるケアを考えるに際しても有効だとし、これがアリストテレスから学ぶべき「徳性」だとするトロントの主張は、人びとの支え合いを支える理論を探索する本稿の主張と親和的である。

4. ケアの関係性を重視する——ケアの理論的擁護者ヘルドのケア論

正義の倫理と対比させながら、ケアの倫理の重要性を論じるヘルドは、正義とケアそれぞれが異なった倫理であり、それぞれの概念を確立することの必要性は認識しながらも、両者を統合的に捉えることを重視する。ただし、最も深く根源的な価値は正義ではなくケアが持つという。したがって、正義のないケアはありうるが、ケアのない正義はあり得ないとして、ケアは、正義が要求される状況で、より広い、より深い倫理を提供することになることが提示される。

ケアはこれまで規範的なものとしては注目されてこなかったが、社会の主要関心事になりつつあるとして、ケアへのニーズを充足することを社会的なゴールの最高位に位置づけていること、ケア充足の議論を政治的アジェンダとすることを提案していることから、ヘルドはトロントのケア論を評価する¹²⁾ (Held 2006: 15-18)。

ヘルドは、ケアはまだあいまいな概念としながらも、最近20年の間にその概念についての議論が蓄積されてきた、と評価し、その特性を示す概念整理を行っている。それによるとケアの倫理の特性は以下の5点である (Held 2006: 10-13)。

第1に、ケアの倫理の特質は、自分（担い手）がケアの責任を負う特定の他者に寄り添い、ニーズを充足させ

るという、抗えない道徳的徳性を持つ、という点があげられる。第2の特性は、ケアの倫理は感情を拒否せず、それに価値をおいていることである。第3は、ケアの倫理は主流の道徳理論の見方を否定するが、それはすなわち道徳的な問題を抽象的に推理することの否定である。ケアの倫理は抽象ではなく具体的な関係を持つ他者の主張を尊重する。第4の特性は、ケアの倫理は公私の伝統的な概念規定を見直そうとしていることである。第5は、主流の道徳理論が人を理性的で自律的な行為者あるいは利己的な個人と捉えるのに対し、ケア倫理は、人を関係的で相互に依存している存在と捉えることである。

以上のケア倫理の整理から見えてくることは、ヘルドが関係性を重視するものとしてケアを捉えていること、ケアを価値としてのみとらえているのではなく、実践の側面を重視していること、公私二元論に基づいたケアの捉え方を明確に批判し、公か私かではなく、ケアの関係から価値が生成されるべきだと考えていることである。その中でもヘルドのケア論の最大の特徴はケアの関係性重視といってよい。ケアリングの関係について、相互性というもう1つのキー概念を交えて、彼女は以下のように述べている。

ケアは信頼と相互の関心を構築し、人と人との関係をつなぐ。＜中略＞信頼に満ちた関係性は個人の社会の財産としてもっとも価値あるものである。＜中略＞個人生活における人と人とのケアリングの関係、ケアリング社会のメンバー間の関係が醸成されなければならない。この関係性は、時間をかけて相互の報酬を得られるものとなる。ケアリングの価値は、個人的に得られるものというよりは、ケアリングの関係から生み出されるのである (Held 2006: 42)。

なぜケア関係を重視するのか。それは、ケア関係が相互性を求めるもので、個人が個人と、政治や経済と、どこか別の国の人びとと、相互に依存する関係であることを注視する、という意味での自分の相互依存の関係性、すなわち相互性を醸成させていく、とヘルドが確信しているからである。

最後に、ヘルドのケア倫理の徳性をあげておきたい。徳性をめぐる議論もヘルドのケア倫理を理解する上で重要だからである。彼女はケア倫理と徳倫理との間にはいくつもの共通性があるとしながらも、ケアは単なる徳倫理の1つではないと明確に述べている。徳倫理を重視しながらもオルタナティブな倫理としてケア倫理を確立すべきだと彼女が考える理由は2つある。1つは、アリス

トテレスやヒュームに依拠する徳理論では、諸個人の特質がどういったものかに焦点を当て、徳を個人に付属するものとして捉えており、それが関係性に価値をおくケア倫理とは相容れないと考える。もう1つは、徳理論がこれまで、徳性をさまざまな伝統や伝統的コミュニティに組み込まれたものとして取り扱ってきたことが、ポスト家父長型社会における実践としてケアを構想したいと考えるヘルドにとっては認めがたいためである。以上2点から、ヘルドは、「ケアは、徳の一部としての別要素という捉えられ方はすべきではない。ケア倫理はオルタナティブな道德アプローチであるべき」(Held 2006: 52)と述べている。

ヘルドは、正義とケアを統合的に捉える論者として評されることが多いが¹³⁾、それだけにとどまらない論者である。ケアの本質を関係性におき、発展途上のケアという実践と倫理を、実践という場を理解しながらも現場主義の弊害に陥らず、かつ、適切な抽象度で政治的、社会的価値を持つ概念として議論していこうとするヘルドの姿勢に筆者は共感する。

V. コミュニタリアニズムとケア倫理

1. コミュニタリアニズムとケア倫理の親和性

ここまで、ケア倫理の論者たちが、ヘルドが「主流派」と呼ぶリベラリズムに定位した道德理論とは異なったアプローチで、ケア倫理をいかに論じているかを確認してきた。それぞれが明らかにしているケア倫理の概念には共通項があり、また、その共通項は、コミュニティニズムの価値に近似している。ただし、それぞれの論者は、自分の主張をコミュニティニズムに依拠するものとして論じているのではない。それどころかノディングスとヘルドは明確にコミュニティニズムが保守的で伝統回帰の思想であるとして批判を展開している。しかしながら、注意深く彼女たちの議論を読んでいくと、リベラリズム批判が見られるのは当然としても、それだけでなく、コミュニティニズムに親和的な主張を見出すことができるのである。以下、その近似性について、特にサンデルの「負荷なき自己」批判、「負荷ありし自己」擁護の議論に照らし合わせて検討したい。¹⁴⁾

1-1. サンデルのロールズ批判

ロールズが、人びとが追うことになる義務について、他者に対して負うことになる人間としての「自然的義務」と、自らが同意することによって「自発的に追う義務」しか持たないと主張することを取りあげ、サンデルは、リベラルの見解では限られた義務しか負わないとこ

とになる、としてこれを「負荷なき自己」と呼んで批判する。そして、われわれは、自分たちが「或る家族、都市、国家、あるいは民族の一員としての、歴史の担い手としての、そして共和国の市民としての」固有の人格を有するがために持つべき道徳的、政治的な絆に依拠した忠誠や責務から逃れられないはずだとその批判的見解を述べる。サンデルの論じる責務には、「自分が或る特定の共同体に住んでいることから生じる特別な責任を、私はその共同体の仲間の構成員に対して負う」(Sandel: 2010 (上巻): 16) という「連帯の責務」も含まれる。このような、共同体に属することから生じる責務は「選択に先行する道徳的絆を私たちが持ちうることを前提としている」という。つまり、われわれは普遍的に追う義務や自発的に追う責務を超えて、特定の国や共同体に属する国民、市民として、自分の意志や選択はそこにはないとしても道徳的絆に拘束される「負荷ありし自己」像を持つのである。

以上述べたサンデルの「負荷ありし自己」の議論と、本章で述べてきたケア倫理の論者たちの議論との共通項はどこに見出されるのか。以下、順に議論していくこととする。

1-2. ノディングスとの親和性

ノディングスは、ケアする人についての議論の中で、個人的あるいは形式的な関係によって「内側の同心円に結びつけられているひと」との間で確立されているケアリングの連鎖によって、通常はケアをするのだが、そういった「しなければならない」という内的な声、すなわち自然な命令にもとづいたケアリングを超えた要請にも受容的であり続けることができる、と説明をしている(Noddings: 1984=1997: 74)。つまり、形式的に、潜在的にケアリングの連鎖によって結びつけられている人ではなく、見知らぬ人、気にもかけていない人に対しても、時には規則を捨ててでも、受け入れることがあるのだという。この指摘からは、自然的義務を超えた関係性を構築して、ケアする可能性があることが了解できる。ケアする人は、「限られた責務」を超えたケアにコミットするのである。そこに生じるのは倫理的なケアリングであり、「わたしはしなければならない」を受け入れるということである。ただし、無知なままでは葛藤が生じ、ケアに進めない。ノディングスは、自然ではなく、「ケアすべき」だという道徳的心情があつてようやく葛藤を超えて「わたしはしなければならない」という責務を受け入れるのだと指摘する(Noddings: 1984=1997: 128-30)。彼女は忠誠や連帯の責務にまで踏みこんだ議論をしているわけではないが、自然なケアだけではなく、見知らぬ

人までを射程に入れた倫理的なケアが必要だとする主張は、サンデルの議論に通じるといえるだろう。

1－3. トロントとの親和性

ケア倫理が完全に道徳的、政治的文脈で配置されるまでは、社会の中で人びとに理解されないと言い切るトロントの主張は、サンデルの「負荷ありし自己」論に最も近いといえるだろう。ケアのプロセスにおいて、そのプロセスに従事する人は、ニーズを巡る判断を迫られる。その判断のためには、個人的な文脈のみならず、社会的、政治的文脈からのアセスメントが必要だとする指摘も同じ論理として了解できる。(Tronto 1993: 137)。

さらにトロントは、文化との関係についても述べている。彼女がケアの定義の特徴の1つとして述べている「ケアという行為の多くは文化的に定義づけられ、異なった文化の中ではさまざまな形になる」(Tronto 1993: 102) という指摘は、ケアが文化と不可分であること、そして誰もがその文化の中でさまざまなケアの要請にこたえていく必要があることを思い起こさせてくれるものとして重要である。ケアに従事する人は、社会、政治、道徳、文化という文脈に依存せずにはいられない、「負荷ある自己」としてかわるのである。

1－4. ヘルドとの親和性

人が相互の依存関係の中で互酬性を醸成させることを求めるケア関係に価値をおくヘルドのケア倫理からは、何が見出せるだろうか。ヘルドは、互酬性は、人がその生活の中のさまざまな相互の依存の文脈の中で醸成していくもの、と述べている (Held 2006: 52)。相互に依存するということを考えたとき、限られた責務しか負わないリベラルの「負荷なき自己」像を有する人がはたして互酬性を醸成できるようなケア関係を結べるだろうか。それは難しいのではないか。さまざまな負荷を負う人びとだからこそ、相互に依存することが必要であり、依存から醸成される互酬という報酬によって、生かされるのではないだろうか。遠く離れた他者を気遣うことまでを含める彼女のケア関係の議論に照らし合わせても、ヘルドのケア関係の議論は何らかの「負荷ありき自己」を求めるものと考えてよいだろう。彼女が家族や知人の間、福祉国家のケア制度の中で行われてきたケアを超えて、政治や社会の制度として、また、地球規模での市民の気遣いとしてケアを拡張することの必要性を論じていることからしても (Held 2006: 30-31)、自らを「負荷ありき自己」と認識する自己像を持つ「ケアリングパーソン」を求めていることは確かである。

2. フェミニズムによるコミュニタリアニズム批判

前項でケア倫理とコミュニタリアニズムとの親和性について、サンデルの「負荷なき自己」批判の議論と照らし合わせながら明らかにしてきた。これまでの議論を踏まえると、コミュニタリアニズムは、その表層のみ捉えるのではなく、議論の本質まで踏み込んで捉えると、ケアの倫理と響き合う部分は確かにありそうだと いえる。

しかしながら、小林が整理するように、一般的にはコミュニタリアニズムは、家庭や伝統的な共同体を重視しており、その意味で保守的な思想だと捉えられている (小林 2013: 69)。また、前述したように、ヘルド、ノディングスはコミュニタリアニズム批判を展開している。ヘルドが指摘するように、そもそもコミュニタリアンはほとんどケア倫理を扱ってきていないのではないかと、いう議論以前の批判も存在する (Held 2006: 100)。ノディングスは、ポストモダンからの、「大きな物語」「全体化」というリベラリズムへの批判は、コミュニタリアニズムに向けても成り立つものだとし、両者は同罪だと論じる (Noddings 2002: 73)。

では、フェミニズム研究の立場からコミュニタリアニズムを批判しているスーザン・オーキン (Okin, Susan) の議論はどう評価できるだろうか。

ロールズを高く評価するオーキンは、その点からはリベラリズムに依拠するフェミニズム研究の継承者だと位置づけられる (田村 2009: 10) が、ラディカル・フェミニズムとは一線を画すとはいえず¹⁵⁾、リベラリズムの公私二元論は批判し、コミュニタリアニズムの保守性をも批判するオーキンは、第二波フェミニズムの後継者と位置付けてよいだろう。

オーキンのコミュニタリアニズム批判の特徴は、抽象的な保守性批判ではなく、コミュニタリアンであるマッキンタイアと (MacIntyre, Alasdair) サンデルそれぞれの議論について、名指しで批判を展開しているところにある。¹⁶⁾

特にマッキンタイアの議論については、正義の基礎として伝統を擁護する「エリート主義的」「性差別主義的」議論だとし、「伝統に基づいた倫理では支配の現実を批判できないという根本的問題」をかかえると手厳しく批判する (Okin 1989=2003: 88-92)。オーキンがアリストテレス主義的として批判するマッキンタイアは、アリストテレスが男性のための善き生を論じ、そこから女性を排除していることや、彼が高尚と評価する伝統には女性を排除してきた家父長的権力構造があり、そのような伝統に期待をしても女性のニーズは充足されないとフェミニズム的ロジックで徹底的に批判をするのである。マッキンタイアのその後の著作における弁明への批判ま

で含め、批判のロジックは了解可能なもので、反論の余地は少ない。しかしながら、ボリスの伝統に依拠した美德の議論の中に女性が包摂される可能性を探ることにはそもそも無理がある。女性を排除しない、差別しない、「真に人間性のある徳の概念に合致させようとするならば、根本的・徹底的な変革」(Okin1989=2003:88)が確かに避けられないが、美德の内容は時代や地域によって変遷する、とするマッキンタイアの主張にも頷ける部分があり、両者の主張はすれ違っているといえる。

コミュニタリアニズムは革命的变化を否定し、伝統や義務を重んじるという意味では保守主義的な部分があり、その主流はむしろリベラル的なものだとすれば(菊池2004:62)、マッキンタイア自身が述べているように、マッキンタイアはコミュニタリアンだとは言えないかもしれない。したがって、オーキンの批判は見事に論理的であるとはいえ、コミュニタリアニズムへの批判と受け取らない判断が必要かもしれない。

サンデルの主張に対して、2つの難点があるとオーキンは述べる(Okin 1989=2003:40-44)。1点目は、サンデルがロールズの主張について、正義が最も高度で高尚な徳であるとロールズが主張していることを批判している点が間違いだという指摘である。すなわち、オーキンによればロールズは、正義が最も基本的で不可欠な徳だと主張しているのであって、正義が高度で高尚な徳だから、というサンデルの解釈は間違っているというのである。正義が社会制度において第一の優先される徳であるというのがロールズの主張であるが、それは、正義がもっとも不可欠な徳であるから優先される、というロジックであり、オーキンはそれを擁護する。2点目は、サンデルの家族をめぐる捉え方の難点である。オーキンは、「家族は正義に適っている必要がある」と主張して、サンデルの「家族には体系的な不正義は存在しそうにない」という主張を批判する。多くの社会的財は、家族内での構成員の間で不平等に分配されていることや、女性が家族内で自己犠牲することで家族が成り立っている側面があることにサンデルは無頓着ではないかとオーキンは批判するのである。

サンデルは、確かに「リベラールコミュニタリアニズム論争」を勃発させた1982年の主著『リベラリズムと正義の限界』においては、ロールズの正義論を検討する章の中で、正義の環境を議論する際、家族の正義の環境が不在である状況を述べている。控えめな表現だが、理想的な家族の状況においては、「正義の環境が比較的少ない程度でしか優勢でない」という記述にそれを見出すことができる(Sandel 1998=2009:35,37)。しかしながら、

サンデルは、家族だけに焦点をあてて、正義の優位性が不在の状況を説明しているのではなく、家族のような親密で連帯性の強い集団から、国民国家のような大規模なアソシエーションまでを射程に入れて、正義の環境が比較的不在であるケースを説明しており、ことさら、家族を論じているわけではない。また、いついかなるときでも、家族は正義から無縁であるわけではなく、家族の関係が不調であるときには正義の善が家庭内で実現されると説明する。すなわち、愛情や寛容が正義に勝るときもあれば、正義が厳格に適用されることもある、とするのである。この議論からは、サンデルがことさら家族を理想化していると短絡的に結論付けることはできないのではないだろうか。

蛇足になるが、オーキンからの批判の後に著された主著における、家庭についてのサンデルの問題意識を明らかにしておきたい。そこからも、サンデルが家族をたんに理想的に捉えているだけではないことがわかるからである。すなわち、『民主政の不満』(1996)では、家族に関する直接的な言及は少ないものの、離婚をめぐる有責性を排除した新法(「無責」離婚法)が1970年以降アメリカ各州で次々と成立をしたことを論じる箇所では、「自らのアイデンティティがその役割によって構成され、位置づけられた自己として結婚生活を送ってきた、伝統的結婚形態における母親や主婦を十分尊重することができない」と述べ、新法の難点を指摘するなど、伝統的な結婚形態、家庭生活を尊重する傾向があることが、確かに見て取れる(Sandel=2010(上巻):146-47)しかしながら、無責離婚法の成立によって、家庭と結びついていた女性が不利益を被る可能性が高いこと、すなわち、結婚生活が解消されると、夫は職業的な実績があるので引き続き高い収入や地位を確保できるのに対して、妻は労働市場への参加が容易ではない状況となり、明らかに不利な状況に追い込まれることをサンデルは憂慮している。伝統的な家族形態において、監護を担い続ける責任を負わされている女性が被る不利益へのサンデルの強い憤りを読むと、家庭内の不正義に無頓着とするオーキンのサンデル評はあてはまらない。家庭内での財の再分配の不公平について、サンデルは十分に了解していると思われる。

同書においてサンデルは「自己統治の喪失」と「コミュニティの衰退」によってアメリカ人が無力感にさいなまれていることを憂慮して、市民の力によってコミュニティの崩壊をいかに阻止するかについて、かなりのページ数を割いて述べている(Sandel=2010(上巻):264)。人びとが共通の経験のために共に集まり、公民性の習慣

を形成する公共空間を強化しようというサンデルの提案を伝統回帰で保守的な主張と評することはできないのではないだろうか。

このように見てくると、サンデルがロールズ批判を行っている特定の言説だけを取り上げて評したものと考えられるオーキンのサンデル批判を退けることは、可能だと思われる。

VI. 小括

ここまで、フェミニズム、政治思想の視角から、ケア倫理の議論を検討してきた。明らかになったことは、支え合いを支えるケア倫理は、たやすく公私二元論に回収されるロールズのリベラリズムに依拠せずとも成り立つ、ということである。

ただし、ケアの倫理が規範として成り立ちうるか、ケア論として定式化できるかどうかについては、疑問が付されていることに留意する必要がある（今田2004）。したがって、ケア倫理が定位することのできる規範がどのようなものかを丁寧に議論することは不可避である。その議論を行い、本章においては3人の論者の議論から、特殊具体的な他者の状況にフォーカスするケアは、「個人は状況や環境の中に存在してその重荷を負う」というサンデルの「負荷ある自己」の議論に依拠することの可能性を見出せることを明らかにしてきた。この点を指摘する小林は、ケアの倫理を基軸にするコミュニタリアニズムをフェミニンコミュニタリアニズムだとして、その可能性を主張する（小林 2013：71）。筆者自身、コミュニティにおける支え合いを支える規範としてのコミュニタリアニズムに可能性を見出す立場であるから、ケアの倫理とコミュニタリアニズムとに親和性があることを支持したい。ただしここまで述べてきたとおり、ケア倫理とコミュニタリアニズムの親和性を議論する論考は少なく、むしろ、伝統的保守的なコミュニタリアニズムは、ケアを私事化する志向を強化するとの議論のほうが趨勢を占めることは了解しておかねばならない。¹⁷⁾ 特にラディカル・フェミニズムの論者たちにはコミュニタリアニズムは支持されない。

したがって、ナイーブにコミュニタリアニズムをケア倫理の機軸として提示するのではなく、コミュニタリアンの議論を丁寧に読み解きながら、コミュニタリアニズムにケア倫理をサポートする思想が含まれることの議論を積み重ねていくことが必要である。本稿はその一歩である。

注

- 1) フェミニズム研究ならびに政治思想の視角からケア倫理を扱うのは、一方のフェミニズム研究には、倫理、思想としてのケアを問う研究の蓄積が一定程度認められると判断したためであり、もう一方の政治思想においては、近年、倫理としてのケアをめぐる議論が顕著に増加してきているからである。
- 2) 「個人的なことは政治的なことである」というフレーズに代表される第二波フェミニズムは1960年代後半に始まったが、それまでの第一波フェミニズムが参政権運動という制度上の権利獲得に主眼をおいていたのに対し、第二波は制度を支えている考え自体を問う方向へと向かった。それまで政治とみなされていなかった個人の関係を問題にすることが上のフレーズに表れている。
- 3) フェミニズム研究の代表的論者である竹村和子によれば、女性に対する暴力に抗議し、女性のセクシュアリティについてラディカルな発言を行った、第二波フェミニズム初期の60年代末から70年代の北米のフェミニズムがラディカル・フェミニズムととらえられている。ただし、竹村は、80年代以降もラディカル・フェミニズムの思想は継承されているので、第二波初期の言説として限定すべきではないと述べている（竹村 2000：13-14, 23）。
- 4) たとえば、エージェンシー（行為者の能動実践）という概念を用いて、ケアという行為の性別分業を解消する「ケアの社会化」のあり方を探ろうとする社会学者山根純佳の労作があげられる（山根2010）。
- 5) 言うまでもなく、その代表的論者は上野千鶴子であり、2011年に上梓された『ケアの社会学』はその集大成だといえるだろう。
- 6) 私的領域におけるケアの倫理が前政治的である、というこのような公私二元論に対して、鋭い批判を展開したのが第二波フェミニズムである。正義と義務に依拠する世界である公的領域が社会を支配することへの批判が示された。すなわち公私二元論を痛烈に批判するナンシー・フレイザーやスーザン・オーキンらを論客とする第二波フェミニズムによって、近代の主流政治理論における「個人」は男性の家長であることが前提であり、「個人」概念には女性が含まれていないこと、私的領域の家族における性別役割分業が正義と無関係なものと捉えられており、正義の原理に基づいた分業が行われないこと等の問題性の指摘がなされた（野崎 2003：6-8）。
- 7) このように、他者のケアに応じる者も、ケアを必要とする者も、どちらも肉体に強く拘束される者だとして主体にはなれない、「自由意志」の備わっていない二級市民として扱われ、公的領域からも私的領域からも排除されることを、岡野は、バトラーに依拠して強く批判し、＜主体を基盤としない＞フェミニズムを支持する（岡野 2012：120）（Butler 2004：32-33）。
- 8) ノディングスはリベラリズムの難点として、①成熟した合理的な人が存在することが仮定となっている②自由の強調によって、完全には理性的ではない人と関係を作る際にジレンマが生じる③平等を同じにすること、として

扱っているという3点を取り上げて説明を加えているが、最大の難点は、表出されたニーズという概念を扱わないことだとする。ただし、リベラルはその立ち位置を変えることで、コミュニティの維持のために貢献できる可能性はあるとして、難点は提示しながらも全面的に否定はしていない。

- 9) ノディングスは、ホームを多義的なものとして捉えている (Noddings 2002 : 150, 227)。
- 10) この定義、ならびにケアの4段階と求められるケア倫理は1990年の論文 (フィッシャーとの共著) において示されたものであるが、その後のトロントの単著においても用いられている。2013年のケアと政治をめぐる近著においては、ケアのプロセスの第5段階として「(民主的に) ケアすること」とそれに対応する倫理として「多元性、コミュニケーション、信頼、尊重；連帯：」が示されているが、政治を意識したこの第5段階の説明は、個と個のケアの実践にはそぐわない課題であるように思われ、第4段階までの精緻な理論と比べると理論的な積み上げに乏しいと判断し、ここでは1990年の理論を示した (Tronto 2013 : 35)。
- 11) ヘルドの批判に対してトロントは2013年の著作において、反論を提示している。すなわち、ヘルドが示すような、自らが責任を持つ特定の他者にフォーカスしたケアの義務という捉え方に対して一定の評価はするが、ケア実践は特殊なものから広範な目的のものまであり、相互に結びついているということが反映されない恐れがあると主張する (Tronto 2013 : 20)。
- 12) ヘルドはトロントのケアの定義が広すぎることは批判するが、ケアへのニーズを充足することを社会的なゴールの最高位につけていること、ケア充足の異論を政治的アジェンダとすることを提案するトロントのケア論については評価する (Held 2006 : 15-18.)
- 13) たとえば (川本 2003)、(品川 2007)。
- 14) サンドルは、自らの著作の中で、自分がコミュニタリアンだと述べているわけではないが、小林によれば、あるセミナーの質疑応答の中で、「負荷なき自己」というリベラルな思想に対する批判という意味においては、自分はコミュニタリアンだということができる、と明言している (小林・一ノ瀬 2010.) この意味で、サンドルのコミュニタリアニズム的思想として、負荷なき自己批判の議論をここで採用し、ケア倫理の議論との近似性を論じることが、ケア倫理とコミュニタリアニズムとの親和性を示す一助となる。
- 15) オーキンは、「個人的なことは政治的である」とするラディカル・フェミニズムの解釈からは距離をおくスタンスをとる (Okin 1989=2003 : 204)。
- 16) ただし、オーキンは、コミュニタリアンと呼ばれる論客の中で、唯一ウォルツァーについては、彼の複合的平等の概念、世帯内の不正義を取り除くことへの視線等について一定の評価を下している。
- 17) リベラルの難点を指摘するノディングス自身も、コミュニタリアニズムからのリベラリズムへの批判は了解する

が、コミュニタリアニズムもまたポストモダンからの批判の論点となる「大きな物語 = grand narratives」「全体化 = totalizing」の罠に陥っていると述べてコミュニタリアニズムを退ける。リベラリズムがケアの倫理の機軸となりえないとするフェミニズムの論者、マーサ・ファインマンも、キッティも、運動としてのコミュニタリアニズムが婚姻家族に価値を置くことを批判して、批判の俎上に載せている (Fineman 2004=2009 : 57-58, Kittay 2011, 2001)。

参考文献

- 有賀美和子 (2011) 『フェミニズム正義論——ケアの絆をつむぐために』 勁草書房
- Butler, Judith P. (2004). *Undoing gender*. Routledge.
- Fineman, Martha. (2004) *The Autonomy Myth: A theory of Dependency*, The New Press/(=2009, 穂田信子・速水葉子訳『ケアの絆——自律神話を超えて』岩波書店)
- Fisher, Berenice and Tronto, Joan (1990) "Towards a Feminist Theory of Care in eds, by M.Nelson and E. Abel, *Circles of Care*, Albany: State University of New York Press, pp35-62
- Gilligan, Carol. (1982) *In a Different Voice: Psychological Theory and Women's Development*, Harvard University Press. (=1986, 岩男寿美子監訳『もうひとつの声——男女の道德観のちぎと女性のアイデンティティ』川島書店)
- Held, Virginia. (2006). *The ethics of care : personal, political, and global*. Oxford University Press.
- 今田高俊 (2004) 「第13章 福祉国家とケアの倫理——正義の彼方へ」 塩野谷祐一、鈴木興太郎、後藤玲子編『福祉の公共哲学』東京大学出版会、pp235-261
- 川本隆史 (2003) 「ケアの倫理と制度—三人のフェミニストを真剣に受けとめること (ジェンダー、セクシュアリティと法)」『法哲学年報』2003, pp.19-31.
- 菊池理夫 (2004) 『現代のコミュニタリアニズムと「第三の道」』 風行社。
- Kittay, Eva Feder. 岡野八代、牟田和恵 (2011) 『ケアの倫理からはじめる正義論：支え合う平等』 白澤社 (現代書館発売)
- Kittay, Eva Feder. (2001). "A Feminist Public Ethic of Care Meets the New Communitarian Family Policy." *Ethics* 3, pp.523-547.
- これからの地域福祉のあり方に関する研究会編 (2008) 『地域における「新たな支え合い」を求めて——住民と行政の協働による新しい福祉』 全国社会福祉協議会

- 小林正弥 (2013)「第2章『ケアと正義』の公共哲学」広井良典編著『ケアとは何だろうか』ミネルヴァ書房、pp.52-80
- 小林正弥・一ノ瀬佳也 (2010)「解説 サンデルのコミュニタリアニズム的共和主義：アメリカの憲政論とその公共哲学」Sandel, Michael J. 千葉大学人文社会科学部公共哲学センター訳『民主政の不満：公共哲学を求めるアメリカ（上）：手続き的共和国の憲法＝』勁草書房 pp.159-176
- 妻鹿ふみ子 (2014)「支え合いの自明性を問う：コミュニタリアニズムの視座から」『日本の地域福祉』27, pp.41-53
- Noddings, Nel. (2002) *Starting at Home: Caring and Social Policy*, University of California Press.
- Noddings, Nel. (1984). *Caring, a feminine approach to ethics & moral education*: University of California Press. (=1997, 立山, 善康・林, 泰成他訳『ケアリング：倫理と道徳の教育－女性の観点から』晃洋書房)
- 野崎綾子 (2003)『正義・家族・法の構造変換——リベラル・フェミニズムの再定位』勁草書房
- 岡野八代 (2012)『フェミニズムの政治学——ケアの倫理をグローバル社会へ』みすず書房
- Okin, Susan M. (1989). *Justice, gender, and the family*: Basic Books. (=2013山根, 純佳・内藤, 準・久保田, 裕之訳『正義・ジェンダー・家族』岩波書店)
- Sandel, Michael J. (1998a). *Liberalism and the limits of justice*. 2nd ed: Cambridge University Press. (=2009 菊池理夫訳)『リベラリズムと正義の限界』勁草書房).
- Sandel, Michael J. (1998b). *Democracy's discontent: America in search of a public philosophy*: Belknap Press of Harvard University Press. (=2010 千葉大学人文社会科学部公共哲学センター訳 金原恭子、小林正弥監訳『民主政の不満：公共哲学を求めるアメリカ（上）：手続き的共和国の憲法＝』勁草書房)
- 品川哲彦 (2007)『正義と境を接するもの：責任という原理とケアの倫理』ナカニシヤ出版
- 竹村和子 (2000)『フェミニズム』岩波書店
- 田村哲樹 (2009)『政治理論とフェミニズムの間：国家・社会・家族』昭和堂.
- Tronto, Joan C. (2013). *Caring democracy : markets, equality, and justice*: New York University Press.
- Tronto, Joan C. (1993). *Moral boundaries : a political argument for an ethic of care*: Routledge.
- 上野千鶴子 (2011)『ケアの社会学：当事者主権の福祉社会へ』太田出版.

Abstract

What is the appropriate norm for the mutual help as caring? : Exploring the reason and the style of the mutual aid from the perspective of an ethics of care

In analyzing the arguments about the care ethics among the feminism thinkers, this article explores how the care ethics as norm should be when it becomes supportive for the mutual help. A hypothesis the care ethics dominant society which differs from the society in which citizens prefer justice of liberalism could support the mutual help is proposed. Finally, the author suggests the implication communitarianism in which the ethics of virtue seems to be respected is appropriate as the alternative norm for the care ethics.

Key words: care ethics, feminism, mutual help, virtue, communitarianism

